

世界の屋内退避、避難等の基準

(1)国際放射線防護委員会（ICRP）の基準

- ・屋内退避：50 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：500 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
- ・避難（1週間未満）：500 ミリシーベルト（全身線量）、5,000 ミリシーベルト（皮膚に対する等価線量）

(2)国際原子力機関（IAEA）の基準

- ・屋内退避：10 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：100 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
- ・避難（1週間未満）：50 ミリシーベルト（全身線量）

(3)日本の基準

- ・屋内退避：10～50 ミリシーベルト（外部被ばくによる実効線量）、100～500 ミリシーベルト（放射線ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウラン・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量）
- ・避難：50 ミリシーベルト以上（外部被ばくによる実効線量）、500 ミリシーベルト以上（放射線ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウラン・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量）

(4)米国の基準

- ・避難（または屋内退避）：10～50 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：25 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
- ・放射性ヨウ素に対する防護策として、年齢別に、5 シーベルト（40歳以上）、100 ミリシーベルト（18～40歳）、50 ミリシーベルト（18歳未満、妊婦および授乳中の女性）が別に公表されている。

(5)英国の基準

- ・屋内退避(全身)：3～30 ミリシーベルト
- ・屋内退避(甲状腺・肺・皮膚)：30～300 ミリシーベルト
- ・避難(全身)：30～300 ミリシーベルト
- ・避難(甲状腺・肺・皮膚)：300～3,000 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：30～300 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
※通常は全身線量に従って勧告が出される。

(6)ドイツの基準

- ・屋内退避(全身)：10 ミリシーベルト
- ・避難(全身)：100 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：50 ミリシーベルト（12歳以下の小児および妊婦に安定ヨウ素剤を処方）、250 ミリシーベルト（13～45歳に安定ヨウ素剤を処方）

(7)フランスの基準

- ・屋内退避(全身)：10 ミリシーベルト
- ・避難(全身)：50 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：100 ミリシーベルト（安定ヨウ素剤を処方）